平成２８年（フ）第１７６２号
さいたま市桜区田島９丁目３番10号
債務者　佐野由美子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７６６号
埼玉県川口市領家１丁目７番７号　エステートピアミナモト３号棟102号
債務者　池田　孝子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７４号
埼玉県北本市東間８丁目67番地
債務者　大久保康平
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７１３号
埼玉県越谷市蒲生２丁目６番26号　ジュネスドミール107号
債務者　平井　力也
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１４０号
千葉県東金市田間３丁目59番地３　ブリッサ101
債務者　高橋　雅人（旧姓林）
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１７１号
千葉県匝瑳市春海6972番地
債務者　伊藤　昌廣
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１７２号
千葉県匝瑳市春海6972番地
債務者　伊藤　悦子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１９０号
千葉県東金市八坂台４丁目２番地20　オレンジ色ハウス
債務者　平野　妙子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２号
静岡県沼津市今沢687番地の40
債務者　佐藤　純子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１３８０号
愛知県尾張旭市旭ケ丘町山の手198番地１
債務者　碓井　　操
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７２７号
愛知県あま市甚目寺須原33番地　サザンウインドパートⅡ202号
債務者　濵部彩こと　浜部　　彩（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８５２号
愛知県春日井市高蔵寺町８丁目1926番地147　鹿乗グリーンハイツ603号
債務者　大舘えり子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９１４号
名古屋市中区新栄１丁目31番10号　レジデンスＭ－１　303号
債務者　九鬼　寿男
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５号
名古屋市天白区植田本町２丁目302番地
債務者　八木枝美子
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１号
名古屋市昭和区川名本町３丁目１番地の１　ＥＮＮビル２Ａ号
債務者　小川　亮介
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５６号
愛知県春日井市瑞穂通１丁目93番地　ハイツＮＥＷ　ＣＩＴＹ103号、従前の住所愛知県春日井市旭町１丁目13番地５　ハイレジデンス勝川303号
債務者　ちょこかんこと　内田　達也
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４号
三重県松阪市岡本町323番地２
債務者　長谷川国志
1　決定年月日時　平成29年２月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
津地方裁判所松阪支部